

岩手県告示第 338 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 4 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡和賀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市太田第 44 地割 256 番地先から北上市和賀町後藤 11 地割 34 番 1 地先まで	新	A 23.0～8.0 m	m 4,267.7
花巻市太田第 44 地割 203 番 1 地先から北上市和賀町後藤 11 地割 34 番 1 地先まで		B 31.5～14.0	4,432.7
花巻市北笹間第 13 地割 45 番地先から北上市和賀町後藤 11 地割 34 番 1 地先まで	旧	A 23.0～8.8	2,969.6
		B 63.4～15.0	3,456.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
- (2) 期間 平成 20 年 4 月 18 日から同年 5 月 18 日まで